

短期利用サービス料金表(満濃荘)

単位 円

サービス内容		サービスコード	単位数	サービス 利用料金	サービス費用に係る自己負担額				
					1割負担	2割負担	3割負担		
併設型短期入所生活介護費	要介護度1	従来型個室	212111	596単位/日	596	5,960	596	1,192	1,788
		従来型多床室	212115						
	要介護度2	従来型個室	212121	665単位/日	665	6,650	665	1,330	1,995
		従来型多床室	212125						
	要介護度3	従来型個室	212131	737単位/日	737	7,370	737	1,474	2,211
		従来型多床室	212135						
	要介護度4	従来型個室	212141	806単位/日	806	8,060	806	1,612	2,418
		従来型多床室	212145						
	要介護度5	従来型個室	212151	874単位/日	874	8,740	874	1,748	2,622
		従来型多床室	212155						
※送迎加算		219200	184単位/回	184	1,840	184	368	552	
夜勤職員配置加算(Ⅲ)		216123	15単位/日	15	150	15	30	45	
機能訓練指導員体制加算		216004	12単位/日	12	120	12	24	36	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		216100	18単位/日	18	180	18	36	54	
30日超過減算		216283	30単位減算	-30	-300	-30	-60	-90	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		216108	+所定単位×83/1000 /月			左記の1割	左記の2割	左記の3割	
特定処遇改善加算(Ⅰ)		216111	+所定単位×27/1000 /月			左記の1割	左記の2割	左記の3割	

※は対象になった時に算定されます。

介護保険外サービス

(滞在費・食費)

区分	額		備考
	滞在費	食費	
利用者負担第1段階	従来型個室 320 多床室 0	300	市町村民税世帯非課税者である高齢福祉年金受給者 生活保護者の被保険者等
利用者負担第2段階	従来型個室 420 多床室 370	600	市町村民税世帯非課税者であって 「課税年金収入額+合計所得金額≤80万円/年」を満たす者等
利用者負担第3段階	従来型個室	820	市町村民税世帯非課税者等であって ①年間の収入額が120万以下②年間の収入額が120万超え
	多床室	370	
利用者負担第4段階/第5段階	従来型個室	1,171	上記以外の者
	多床室	855	

食費内訳
朝食
315
昼食
間食(2回)
600
夕食
530
日/1,445

(その他)

その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、入所者が負担することが適当と認められるもの(実費)

2021/8/1

介護予防短期利用サービス料金表(満濃荘)

単位 円

サービス内容			サービスコード	単位数	サービス 利用料金	サービス費用に係る自己負担額			
						1割負担	2割負担	3割負担	
併設型介護予防短期入所生活介護費	要支援1	従来型個室	242111	446単位/日	446	4,460	446	892	1,338
		従来型多床室	242115						
	要支援2	従来型個室	242121	555単位/日	555	5,550	555	1,110	1,665
		従来型多床室	242125						
※送迎加算			249200	184単位/回	184	1,840	184	368	552
機能訓練指導員体制加算			246004	12単位/日	12	120	12	24	36
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			246100	18単位/日	18	180	18	36	54
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			246108	+所定単位×83/1000 /月			左記の1割	左記の2割	左記の3割
特定処遇改善加算(Ⅰ)			246111	+所定単位×27/1000 /月			左記の1割	左記の2割	左記の3割

※は対象になった時に算定されます。

介護保険外サービス

(滞在費・食費)

区分	額		備考
	滞在費	食費	
食費及び滞在費の負担限度額			
利用者負担第1段階	従来型個室	320	300
	多床室	0	
利用者負担第2段階	従来型個室	420	600
	多床室	370	
利用者負担第3段階	従来型個室	820	①1000 ②1300
	多床室	370	
利用者負担第4段階/第5段階	従来型個室	1,171	1,445
	多床室	855	

食費内訳
朝食
315
昼食
間食(2回)
600
夕食
530
日/1,445

(その他)

その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、入所者が負担することが適当と認められるもの(実費)

2021/8/1